平成２６年（フ）第３６号
滋賀県長浜市平方町762番地　シティハイムなかがわ201号室
債務者　村田　通廣
1　決定年月日時　平成26年８月６日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　大津地方裁判所長浜支部破産係

平成２６年（フ）第８５号
鳥取県八頭郡八頭町坂田97番地１
債務者　表　　淳史
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　鳥取地方裁判所民事部

平成２６年（フ）第５６５号
広島市佐伯区千同２丁目12番35―203号
債務者　池宮美奈子
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　広島地方裁判所民事第４部

平成２６年（フ）第２６号
広島県尾道市因島三庄町2033番地12　１号
債務者　伊藤　道則
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　広島地方裁判所尾道支部

平成２６年（フ）第１０１号
山口県下関市稗田西町７番10号、前住所山口県下関市武久町１丁目17番１号、前々住所山口県下関市秋根本町２丁目７番18号
債務者　吉松小夜子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後１時30分
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　山口地方裁判所下関支部破産係

平成２６年（フ）第３８号
愛媛県今治市室屋町３丁目２番地10　介護老人保健施設いまばり光生園303号室、住民票上の住所愛媛県今治市桜井４丁目６番16号桜井浜第２団地Ｂ１―205号
債務者　定永　滿子
法定代理人保佐人　松谷　髙子
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　松山地方裁判所今治支部

平成２６年（フ）第２６号
福岡県筑後市大字下妻230番地１　ビューラー下妻202号、旧住所福岡県久留米市御井町1593番地１　サニーヒル御井Ⅱ201号
債務者　樋口こと　平野　政彦
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第３２号
福岡県筑後市大字熊野1098番地２　市営住宅高銭野団地177号
債務者　松岡小百合
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後２時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　福岡地方裁判所八女支部

平成２６年（フ）第１９６号
宮崎市清武町西新町７番地１　樟栄荘107号
債務者　山崎美智代
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１９７号
宮崎市矢の先町78―１　有料老人ホーム神宮の杜本館、住民票上の住所宮崎市下北方町常盤元995番地７
債務者　花岡　千尋
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第１９８号
宮崎市大塚町西ノ後3425番地　メゾンマツノＡ―103号
債務者　上窪　澄雄
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後４時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　宮崎地方裁判所破産係

平成２６年（フ）第２８号
鹿児島県奄美市名瀬大字小湊132番地
債務者　保島　綾乃
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後３時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　鹿児島地方裁判所名瀬支部

平成２６年（フ）第３１号
鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野3397番地21サンビレッジ樋脇市営９号棟住宅901号室、前住所鹿児島県薩摩川内市樋脇町市比野3528番地
債務者　上城　春美
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第３４号
鹿児島県薩摩川内市五代町1991番地14
債務者　永岡　正雄
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前10時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月６日まで　鹿児島地方裁判所川内支部破産係

平成２６年（フ）第１３６号
秋田市八橋田五郎２丁目６番38号
債務者　柏崎　綾子（旧姓佐々木）
1　決定年月日時　平成26年８月７日午後１時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで　秋田地方裁判所民事第２部

平成２６年（フ）第５７号
長野県飯田市大休7106番地１　市営住宅51―56号
債務者　佐藤　和樹
1　決定年月日時　平成26年８月７日午前11時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで　長野地方裁判所飯田支部

平成２６年（フ）第７６８号
京都市西京区上桂三ノ宮町30番地１　プルーリオン上桂403号
債務者　桂　　秀次
1　決定年月日時　平成26年８月６日午後５時
2　主文　債務者について破産手続を開始する。本件破産手続を廃止する。
3　理由の要旨　破産財団をもって破産手続の費用を支弁するのに不足する。
4　免責意見申述期間　平成26年10月７日まで　京都地方裁判所第５民事部破産係